

## 徳力本店の地金預入れ特化型サービス 『G T Kシステム』約款

### 第1条（適用範囲）

株式会社 徳力本店（以下「弊社」といいます）の地金預入れ特化型サービス「G T Kシステム」（以下「G T Kシステム」といいます）に関しては、本約款の定めるところによります。

### 第2条（定義）

G T Kシステムとは、お客様が弊社に金地金・プラチナ地金および銀地金（以下「地金」といいます）の寄託を希望した際に、第5条に定める弊社所定のお申込み手続き後、お客様が寄託者となって弊社と寄託契約（以下「本寄託契約」といいます）を締結し、弊社より地金を購入、または弊社に地金を持込みされ、弊社がその地金を保管することをいいます。

### 第3条（サービス内容）

G T Kシステムのサービス内容は以下の通りです。

1. 購入預入れ  
お客様が弊社の店頭および電話・WEBで地金を購入し、同時にお預かりするサービスです。なお、預入れ地金単位等は第13条の規定により、購入預入れは第14条の規定によるものとします。
2. 持込み預入れ  
既にお客様が所有している地金をお預かりするサービスです。一定の条件を満たしていれば、地金ブランドは問わないものとします。なお、預入れ地金単位等は第13条の規定により、地金持込み預入れ条件は第16条の規定によるものとします。
3. 返却  
お客様からお預かりした地金を返却するサービスです。なお、返却は第18条の規定によるものとします。
4. 売却  
お客様からお預かりした地金を売却するサービスです。なお、売却は第19条の規定によるものとします。

### 第4条（お申込み条件）

お客様がG T Kシステムを利用されるためには弊社との間において本寄託契約を締結することを要し、また本寄託契約を締結するためには以下条件を満たしている必要があります。

1. 日本国内に在住し、満20歳以上であること。
2. ご利用金融機関が国内の金融機関であること。
3. お申込み者と口座名義人が同一であること。

### 第5条（お申込み）

お客様が本約款をご承認のうえG T Kシステムにご加入を希望される場合、弊社所定の申込書に必要事項をご記入後、弊社にご提出し、以下に規定される全ての手数料等を支払うことにより、本寄託契約のお申込みをすることができます。

#### 1. 店頭によるお申込み

- ① G T Kシステム申込書  
弊社店頭にて申込書をご提出される場合は、身分証明書をご提示していただきます。
- ② 口座開設手数料  
お客様がG T Kシステムご利用口座を開設する際には「口座開設手数料」が必要となります。その場で現金にてお支払いいただきます。
- ③ 年会費  
G T Kシステムにお申込みされたお客様は「年会費」をお支払いいただきます。年度の途中加入の場合、年会費を月割で計算するものとし、その場で現金にてお支払いいただきます。
- ④ お預かり地金  
お客様が購入預入れ、または持込み預入れで弊社に預入れる地金です。お申込み時は購入預入れか、持込み預入れをお選びいただけます。
- ⑤ 持込預入手数料  
持込み預入れ利用時には地金を預入れるための「持込預入手数料」が必要となります。その場で現金にてお支払いいただきます。

#### 2. 電話によるお申込み

- ① G T Kシステム申込書  
郵送で弊社に申込書をご提出される場合は、身分証明書の控え（コピー）を添付していただきます。
- ② 口座開設手数料  
お客様がG T Kシステムご利用口座を開設する際には「口座開設手数料」が必要となります。弊社指定銀行口座に口座開設手数料を電信扱いでお振込みしていただきます。
- ③ 年会費  
G T Kシステムにお申込みされたお客様は「年会費」をお支払いいただきます。年度の途中加入の場合、年会費を月割で計算するものとし、弊社指定銀行口座に年会費を電信扱いでお振込みしていただきます。
- ④ お預かり地金  
お客様が購入預入れ、または持込み預入れで弊社に預入れる地金です。お申込み時は購入預入れか、持込み預入れをお選びいただけます。
- ⑤ 持込預入手数料  
持込み預入れ利用時には地金を預入れるための「持込預入手数料」が必要となります。弊社指定銀行口座に持込預入手数料を電信扱いでお振込みしていただきます。

#### 第6条 (お申込みの注意点)

1. 弊社は、お預入れ前にお客様が所有している地金を鑑定した結果、持込み預入れの条件に該当しないと判断した場合、またはその他弊社所定の資格審査要件等に満たない場合は、本寄託契約を締結できない場合があります。
2. 弊社は、お預入れ前にお客様が所有している地金が持込み預入れの条件に該当しないと判断した場合、店頭によるお申込みの際はその場でお返しいたします。電話によるお申込みの際は速やかにお客様のご住所宛に発送いたします。
3. 電話にてお申込みをされる際に購入預入れを選択された場合、地金ご購入後のお申込みとなるため、初回のみ小口地金製造手数料が発生いたします。
4. 前項の場合、地金購入後3週間を経過してもG T Kシステム申込書が弊社に到着しない時は、G T Kシステムのお申込みがキャンセルされたものとみなし、弊社は地金を速やかにお客様のご住所宛に発送いたします。
5. お申込み時にかかる送料、振込手数料はお客様負担とします。
6. お客様が地金を発送し、弊社の受領前に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。
7. 翌年度以降の年会費は、お客様のご登録口座より9月8日(当日が金融機関休業日の場合その翌営業日とします)に口座振替いたします。
8. 一旦納入された年会費および各種手数料はいかなる理由でも一切返金いたしません。

#### 第7条 (契約の成立および会員の登録)

第5条に定める手数料をお支払いいただき、弊社におけるお客様情報の入力完了をもって契約が成立したものとし、お客様をG T Kシステムの会員(以下「会員」といいます)として登録いたします。

#### 第8条 (本寄託契約期間および自動継続)

本寄託契約の有効期間(以下「本寄託契約期間」といいます)は初年度の場合、本寄託契約の成立した日から7月31日までとします。ただし、第22条・第23条・第24条・第25条・第26条および第27条のいずれの事由にも該当しない場合には、本寄託契約は以後同一条件にて自動継続され、本寄託契約期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。

#### 第9条 (地金の保管)

1. 弊社は、会員との本寄託契約に基づきお預かりした地金を、会員のご指示があるまで弊社所定の保管金庫に格納し、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管管理いたします。
2. 弊社は、前項で会員よりお預かりした地金の保管に際しては、会員が所有権を有する地金であることを明示して保管いたします。ただし、会員個人別の明示ではなく、会員全体の明示とします。保管方法は弊社の資産と別とする【特定保管】とします。

3. 弊社は、毎月末に管理者によって棚卸業務をおこなっており、また、年度末には監査法人(公認会計士)にお預かり地金の保管状況の確認業務を委託しております。

#### 第10条 (保管料および支払方法)

1. 本寄託契約期間中、お預かりした地金の重量に応じた保管料をお支払いいただきます。
2. 本寄託契約の成立した月が属する月からお預かりカウント月数(以下「カウント月数」といいます)がカウントされ保管料は1ヶ月単位の計算となります。
3. 保管料は、3月8日および9月8日(当日が金融機関休業日の場合その翌営業日とします)に会員のご登録口座より口座振替いたします。
4. お申込み時期によっては初回の保管料をお振込みしていただく場合もあります。

#### 第11条 (保管料の計算基準)

1. お預かりカウント日数(以下「カウント日数」といいます)は、本寄託契約の成立した日の属する2月1日から7月31日または8月1日から翌年1月31日までの6ヶ月間とします。
2. 保管料の計算基準は、本寄託契約期間中における毎日のお預かり地金の残高重量を累積し、その累積重量をカウント日数で除した平均重量(以下「平均重量」といいます)とします。
3. 残高重量は毎日の22時時点におけるお預かり地金の重量とします。
4. 保管料は、平均重量を基準に弊社所定の地金保管料テーブルによりそれぞれ計算するものとします。

#### 第12条 (地金残高の通知)

弊社は、本寄託契約期間における会員の7月末および1月末時点でのお預かり地金残高を年2回、会員のご登録住所宛にG T Kシステム残高報告書にて報告いたします。

#### 第13条 (預入れ地金単位等)

G T Kシステムにてお預かりできる地金単位等は、以下の通りとし、それ以外の地金はお預かりすることができません。

1. G T Kシステムでお預かりできる地金は100g以上100g単位とします。
2. お預かりの限度重量は、金地金・プラチナ地金は100kg、銀地金は500kgとします。また、お預かり地金の限度重量は、弊社が別途定めることができるものとします。

#### 第14条（購入預入れ）

会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日購入預入れ受付時間内において、購入預入れお申込み時点での弊社発表税込小売価格にて地金を購入し、預入れることができます。なお、預入れ地金単位等は第13条の規定によるものとします。

##### 1. 店頭による購入預入れ

###### ① 受付時間

弊社営業日 10時から17時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は16時までとなります。

###### ② お申込み

弊社店頭にて弊社所定の購入預入れ手続きを行っていただきます。

###### ③ 適用価格

購入預入れお申込み時点とします。

###### ④ 決済方法

店頭にて購入預入れ代金を現金でお支払いいただきます。

###### ⑤ 発行書類

お取引完了後、購入預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。

##### 2. 電話による購入預入れ

###### ① 受付先

弊社地金部地金販売課となります。

###### ② 受付時間

弊社営業日 10時から13時30分までとします。

###### ③ お申込み

弊社に電話にてお申込みをしていただき、弊社所定の購入預入れ手続きを行っていただきます。

###### ④ 適用価格

購入預入れお申込み時点とします。

###### ⑤ 決済方法

弊社指定銀行口座に購入預入れ代金を電信扱いでお申込み当日14時までにお振込みしていただきます。

###### ⑥ 発行書類

お取引完了後、購入預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を会員のご登録住所宛に送付いたします。

##### 3. WEBによる購入預入れ

###### ① 受付時間

弊社営業日 10時から13時30分までとします。

###### ② お申込み

弊社HP内のWEB購入預入れフォームに所定項目を入力し、送信していただきます。

###### ③ 適用価格

弊社HP内のWEB購入預入れフォームに所定項目を入力し、送信した時点とします。

###### ④ 決済方法

原則として弊社から購入預入れ受領メールを直ちに会員に返信いたしますので、弊社指定銀行口座に購入預入れ受領メールに記載されたご請求金額を電信扱いでお申込み当日14時までにお振込みしていただきます。

###### ⑤ 発行書類

お取引完了後、購入預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を会員のご登録住所宛に送付いたします。

4. 購入預入れ利用時にかかる振込手数料は会員負担とします。

5. 購入預入れは、お申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。

#### 第15条（WEB購入預入れの停止・中止・変更）

1. 弊社は以下事由により、会員に予告なく本サービスの停止・中止・変更をすることができます。

① 本サービスを提供するための装置に、保守点検や緊急を要する更新があった場合。

② 本サービスを提供するための装置が故障・異常・障害をきたした場合。

③ 天災・火災・事変等の非常事態の発生、もしくは発生する恐れがある場合。

2. 弊社は、当サービスの停止・中止・変更によって生じた会員の損害については、その責任を一切負わないものとします。

#### 第16条（地金持込み預入れ条件）

持込み地金は、以下条件を満たした場合にお預かりすることができるものとし、それ以外の地金はお預かりすることができません。

##### 1. 弊社製地金の場合

① 弊社製地金の場合、第13条に定める地金単位であり、弊社発行の計算書をお持ちであることを条件とします。なお、計算書を紛失された場合は、製造番号（インゴットナンバー）が打刻されている地金に限りお預かりできるものとします。

② お預かりの際、弊社規定の持込預入手数料をお支払いいただきます。

③ 弊社製造の銀地金で端数がある場合、多い分は端数分を売却処理し、持込預入手数料と相殺するものとします。少ない分は端数分を購入していただき、持込預入手数料と合算してお支払いいただきます。

##### 2. 弊社製地金以外の場合

① 弊社製地金以外の地金の場合、第13条に定める地金単位であり、一般社団法人日本金地金流通協会正会員の地金、もしくはグッドデリバリーバーであること、かつ販売元発行の購入金額を証明できる書類があることを条件とします。ただし、銀地金は弊社製のみのお預かりとなります。

② お預かりの際、弊社規定の持込預入手数料と地金のブランドによっては弊社製地金との買取価格の差額をお支払いいただきます。

#### 第 17 条（持込み預入れ）

会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日持込み預入れ受付時間内において、既に会員が所有している前条の条件を満たしている地金を預入れることができます。なお、持込み預入れの際は、弊社規定の持込預入手数料が発生するものとします。

##### 1. 店頭による持込み預入れ

###### ① 受付時間

弊社営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。

###### ② お申込み

弊社店頭にて弊社所定の持込み預入れ手続きを行っていただきます。

###### ③ 決済方法

店頭にて持込預入手数料を現金でお支払いいただきます。

###### ④ 発行書類

お取引完了後、持込み預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。

##### 2. 電話による持込み預入れ

###### ① 受付先

弊社地金部地金販売課となります。

###### ② 受付時間

弊社営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。

###### ③ お申込み

弊社に電話にて弊社所定の持込み預入れ手続きを行っていただきます。

###### ④ 地金の発送

会員は弊社宛に第 16 条の地金持込み預入れ条件に該当する地金や書類を発送していただきます。弊社が鑑定後に持込預入手数料金額を連絡いたします。

###### ⑤ 決済方法

弊社からの連絡後、弊社指定銀行口座に持込預入手数料を電信扱いで翌営業日 14 時までにお振込みしていただきます。

###### ⑥ 発行書類

お取引完了後、持込み預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を送付いたします。

3. 弊社は、会員が所有している地金を鑑定した結果、持込み預入れの条件に該当しないと判断した場合、店頭による持込み預入れの際はその場でその地金をお返しいたします。電話による持込み預入れの際は速やかに会員のご登録住所宛に発送いたします。

4. 持込み預入れ利用時にかかる送料、振込手数料は会員負担とします。

5. 持込み預入れは、お申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。

6. 会員が地金を発送し、弊社の受領前に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 18 条（返却）

会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日返却受付時間内において、いつでもお預かり地金の返却を申し出ることができます。返却を請求できる地金は 100g 以上 100g 単位とします。なお、返却の際は、弊社規定の小口地金製造手数料が発生するものとし、全て弊社製地金にての返却となります。

##### 1. 店頭による返却

###### ① 受付時間

弊社営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。

###### ② お申込み

弊社店頭にて弊社所定の返却手続きを行っていただきます。

###### ③ 決済方法

小口地金製造手数料が発生した場合、店頭にて小口地金製造手数料を現金でお支払いいただきます。

###### ④ 発行書類

お取引完了後、返却内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。

###### ⑤ 地金の受渡し

その場にて地金の受渡しをいたします。

##### 2. 電話による返却

###### ① 受付先

弊社地金部地金販売課となります。

###### ② 受付時間

弊社営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。

###### ③ お申込み

弊社に電話にてお申込みをしていただき、弊社所定の返却手続きを行っていただきます。

###### ④ 決済方法

小口地金製造手数料が発生した場合、弊社指定銀行口座に小口地金製造手数料を電信扱いで翌営業日 14 時までにお振込みしていただきます。

###### ⑤ 発行書類

お取引完了後、返却内容を記載した“地金取引報告書”を送付いたします。

###### ⑥ 地金の受渡し

原則として入金確認後 7 営業日後までに会員のご登録住所宛に弊社指定の運送業者（以下「発送業者」といいます）により発送いたしますが、お申込み数量や重量によっては別途ご相談させていただく場合がございます。

3. 返却利用時にかかる送料・振込手数料は会員負担とします。

4. 返却は、お申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。

5. 会員登録当日の全量返却は出来かねます。

6. 返却による自動解約時は、弊社所定の方法で保管料をお支払いいただきます。

7. 弊社は、会員によるお預かり地金の受領後に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第19条（売却）

会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日売却受付時間内において、いつでもお預かり地金の売却をすることができます。売却価格は、売却お申込み時点の弊社発表税込買取価格にて算出します。売却を請求できる地金は100g以上100g単位とします。なお、売却の際は弊社規定の売却手数料が発生するものとします。

##### 1. 店頭による売却

- ① 受付時間  
弊社営業日10時から16時までとします。
- ② お申込み  
弊社店頭にて弊社所定の売却手続きを行っていただきます。
- ③ 適用価格  
売却お申込み時点とします。
- ④ 決済方法  
売却代金は現金かお振込み、または小切手でのお支払いが選べいただけます。お振込みの場合、原則として弊社がお申込みを受けた2営業日後に会員のご登録口座にお振込みいたします。
- ⑤ 発行書類  
お取引完了後、売却内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。

##### 2. 電話による売却

- ① 受付先  
弊社地金部地金販売課となります。
  - ② 受付時間  
弊社営業日10時から16時までとします。
  - ③ 適用価格  
売却お申込み時点とします。
  - ④ お申込み  
弊社に電話にてお申込みをしていただき、弊社所定の売却手続きを行っていただきます。
  - ⑤ 決済方法  
原則として弊社がお申込みを受けた2営業日後に会員のご登録口座にお振込みいたします。
  - ⑥ 発行書類  
お取引完了後、売却内容を記載した“地金取引報告書”を送付いたします。
3. 売却利用時にかかる振込手数料は会員負担とします。
4. 売却は、お申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。
5. 会員登録当日の全量売却はできません。
6. 売却による自動解約時は、お支払い金額から保管料を差し引かせていただきます。

#### 第20条（届出事項の変更）

会員は、住所氏名等登録内容に変更が生じた場合またはお届けの振替口座を変更される場合は、速やかに弊社に通知しなければなりません。通知が弊社に到着する前に生じた損害について弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第21条（譲渡禁止）

会員は、G T Kシステムの地位およびG T Kシステムによる会員の債権を第三者に譲渡、質入れ担保提供等の行為をすることはできません。譲渡または担保に供したために生じた紛議等については、弊社は一切責任を負わないものとします。

#### 第22条（お取引の中止）

為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動、その他日本市場に買い手が殺到した場合や、売り手が殺到して異常事態と弊社が判断した場合、弊社は本約款に基づくお取引を中止することができます。

#### 第23条（禁止事項および注意点）

1. 会員が過去一度でも取引のキャンセル等本約款に違反した事実がある場合は、弊社は以後のお申込みをお断りすることができます。
2. 返却等で弊社が発送した地金のお引取りがない場合には、返却地金は発送業者から弊社に返送されます。この場合弊社では、当該返却地金を一時保管し、会員の申し出があり次第、送料は会員負担にて再度発送します。また、再発送にもかかわらず返却地金が弊社に返送された場合、または所定の期日を過ぎても会員より申し出がない場合については、弊社は会員の返却お申込みが取消されたものとして扱います。この場合、返却地金は会員の残高に加算しますが、送料等の必要経費は地金保管残高から取引最低単位の地金を売却し、残りは会員のご登録口座にお振込みいたします。その際、振込手数料は会員負担とします。

#### 第24条（契約解除による契約終了）

1. 会員が以下に該当した場合、弊社は会員のご登録住所に宛てて発する書面による通知をもって、本寄託契約を解除することができます。
  - ① お申込み時に虚偽の申告をされたとき。
  - ② 本約款に違反されたとき。
  - ③ 関係のある法令に違反したとき、または法令による命令を受けたとき。
  - ④ 継続時にお支払いいただく年会費が1ヶ月経過してもお支払いがないとき。
2. 会員の解除の効力は、解除の通知を発送した時からとします。
3. 第1項の場合、弊社は地金全量の返却および売却処理を行います。この場合は第18条、第19条の規定によるものとします。

#### 第 25 条 (会員の死亡による契約終了)

1. 会員が死亡され、その旨相続人からの通知が弊社に到着したときは、本寄託契約は当該月の末日をもって終了するものとします。
2. 前項の場合、会員の相続人が弊社所定の手続きをおとりいただいたときは、弊社は地金保管残高の全重量を返却または契約終了日の相場にて売却します。また、相続人が手続きをされず、保管費等費用が発生した場合は、地金保管残高から取引最低単位の地金を売却し残りは相続人代表者にお振込みいたします。その際、振込手数料は相続人代表者負担とします。
3. 返却の場合、地金は相続人代表者に発送いたします。なお、返却方法は第 18 条の規定によるものとします。
4. 売却の場合、弊社は売却代金を相続人代表者の口座にお振込みいたします。なお、売却方法は第 19 条の規定によるものとします。

#### 第 26 条 (中途解約による契約終了)

返却または売却によりお預かり地金の残高がゼロになった場合は、その時点をもって本寄託契約は解消されたものとみなします。

#### 第 27 条 (不可抗力による契約終了)

天災、戦争の勃発、法令の改廃など弊社および会員の責めに帰さない事由により、本寄託契約が継続しがたい事態となった場合は、G T K システムは当然終了するものとします。この場合、弊社は速やかに会員に通知し、地金の返却、売却をいたします。なお、返却方法は第 18 条、売却方法は第 19 条の規定によるものとします。

#### 第 28 条 (供託)

1. 弊社は契約終了後に地金の発送をしたにもかかわらず、相当期間を経過しても、お客様による受領がない場合、弊社はおお客様に対する何らの通知を要することなく、地金または現金を東京法務局に供託することができるものとします。弊社が供託をおこなった場合、弊社のおお客様に対する責任は供託をおこなったときをもって終了するものとします。
2. 弊社の選択によって地金を一部または全量買い取り、または現金として供託することができるものとします。なお、供託に要した一切の費用は、お客様の負担となり発生した費用を差し引いて供託することができるものとします。

#### 第 29 条 (約款改定ならびに承認)

1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。
2. 本約款の内容を改定し、その内容が会員の資産に影響を及ぼすような場合、弊社が改定内容を会員に個別に通知し改定後の約款を送付します。また、改定内容が会員の従来の権利を制限する、もしくは会員に新たな義務を課すものでない場合や会員の資産に影響しない場合、弊社ホームページにて通知後、その掲載をもってこれに代えることができるものとします。

3. 弊社が前項の通知等をおこなった後、会員が本寄託契約に基づき G T K システムを利用された場合、または所定の期日までに異議の申し出がない場合は、改定内容をご承認いただいたものとみなし、会員と弊社との間には、以後改定後の約款が適用されるものとします。

#### 第 30 条 (合意管轄)

本約款による G T K システムに関し、会員との間で訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所、または東京簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第 31 条 (反社会的勢力排除)

弊社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。また、不当要求は断固として拒絶します。

#### 第 32 条 (反社会的勢力排除に関する基本方針)

弊社は、次のとおり反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、役員・社員一同これを遵守することにより弊社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。

1. 反社会的勢力からの不当要求に対し、組織全体として対応するとともに役員・社員の安全を確保します。
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、外部機関と積極的に連携しながら適正に対応します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。また、不当要求は断固として拒絶します。
4. 反社会的勢力による不当要求に対して、毅然として法的対応を行います。
5. 反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。

### 第 33 条（個人情報の取り扱いについて）

弊社は、高度情報化社会における個人情報保護の重要性を認識し、法令を遵守するとともに、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の収集について  
弊社が個人情報を収集させていただく場合は、利用目的、提供範囲、ご相談窓口を明示したうえで、必要最低限の個人情報といたします。
2. 個人情報の利用について  
弊社は、個人情報を収集の際に示した利用目的の範囲内で、業務の進行上必要な限りにおいて利用します。
3. 個人情報の提供について  
弊社が個人情報を利用目的の範囲内で、業務遂行のために他へ提供する場合には、提供先に対して個人情報の漏洩や再提供等しないよう、契約により業務づけ、適正な監督を行います。
4. 個人情報の管理について  
弊社は、収集した個人情報の正確性を保ち、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん漏洩の危険を防止する適正な管理を行います。
5. 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去について  
お客様がご本人の取引履歴以外の個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等を希望される場合は、個人情報ご相談窓口までご連絡いただければ、弊社所定の手続きにより速やかに対応いたします。
6. 組織・体制  
弊社は、個人情報統括責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。弊社は、役員および従業員に対し、個人情報の保護および適正な管理方法について周知し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。弊社はこの方針を実行するため、個人情報コンプライアンス・プログラム（本方針、個人情報管理規定及びその他の規定、規則を含む）を策定し、実施し、維持し、継続的に改善していきます。

個人情報に関するお問い合わせ（個人情報ご相談窓口）  
TEL：03-5577-5114／弊社営業日 9：30～17：00

### 第 34 条（準拠法）

この約款に定めのない事項については日本国の法令に従います。

以上